

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

厚木市長

## 公表日

令和5年3月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険に関する事務は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としたものである。(介護保険法第1条)</p> <p>介護保険制度では、原則として、市区町村が保険者となって運営し、40歳以上の住民全員が被保険者(加入者)として保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに、その費用の一部を利用者が支払い、サービスを利用する仕組みで運用されている。</p> <p>[被保険者の介護保険資格管理に関する事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳年齢到達により第1号被保険者となる者の資格取得の管理を行う。</li> <li>・転入により第1号被保険者となる者の資格取得の管理を行う。</li> <li>・申請により第2号被保険者となる者の資格取得の管理を行う。</li> <li>・転出、死亡等により被保険者でなくなる者の資格喪失の管理を行う。</li> <li>・適用除外該当により被保険者でなくなる者の管理を行う。</li> <li>・資格得喪記録の履歴管理を行う。</li> <li>・被保険者証の発行を行う。</li> <li>・資格者証の発行を行う。</li> <li>・負担割合証の発行を行う。</li> <li>・当保険者により住所地特例の適用を受けている者の管理を行う</li> <li>・他保険者により住所地特例の適用を受けている者の管理を行う</li> </ul> <p>[保険料の賦課・徴収管理に関する事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の所得情報を基に仮徴収額の計算を行い、仮徴収保険料額を決定する</li> <li>・今年度の所得情報を基に保険料額の計算を行い、保険料額を決定する</li> <li>・年金保険者から保険料額を天引きするため、特徴回付情報の作成を行う。</li> <li>・保険料減免・徴収猶予の申請を受付、決定を行う。</li> <li>・所得照会文書の発行を行う。</li> <li>・年金保険者からの特別徴収実績情報より収納消込を行う。</li> <li>・納付済通知書(納付書)より収納消込を行う。</li> <li>・過誤納対象者の過誤納額を確認し、還付・充当処理を行う。</li> <li>・未納者に対し、督促・催告を行う。</li> <li>・時効対象者の抽出し、不納欠損の決定を行う。</li> <li>・滞納分に対して、次年度への繰越処理を行う。</li> <li>・公金受取口座情報を利用して、保険料還付金の振込処理を行う。</li> </ul> <p>[受給者管理に関する事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定(新規、更新、変更等)に関する申請内容の入力を行う。</li> <li>・要介護認定申請を受付した者に対して、訪問調査を実施し、調査結果情報を管理する</li> <li>・要介護認定申請を受付した者に対して、医療調査を実施し、主治医意見書情報を管理する</li> <li>・要介護認定の一次判定を行う。</li> <li>・認定審査会を開催し、要介護認定の判定を行う。</li> <li>・他自治体で認定者が転入してきた場合の認定登録を行う。</li> <li>・認定有効期限切れになる対象者に更新申請の案内を行う。</li> <li>・認定申請から30日を経過する申請中の対象者に延期の通知を行う。</li> </ul> <p>[給付管理に関する事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者より申請受付した、居宅サービス計画を依頼する居宅介護支援事業者等の登録・変更を行う。</li> <li>・国保連合会からの審査済給付実績情報を受領する</li> <li>・国保連合会からの審査済給付管理票情報を受領する。</li> <li>・被保険者からの福祉用具、住宅改修費償還払いの支給申請を受付け、申請内容を判定し、給付費の支払を行う。</li> <li>・被保険者からの高額介護サービス費の支給申請を受付け、申請内容を判定し、高額介護サービス費の支払を行う。</li> <li>・国保連合会に審査支払のための情報提供(受給者台帳)を行う。</li> <li>・高額医療合算介護サービス費の支給申請を受付け、自己負担額証明書を発行する。</li> <li>・医療保険者から受領する支給額計算結果連絡票情報より、支給(不支給)の判定を行い、高額医療合算介護サービス費の支払を行う・要介護認定者(第1号被保険者)の滞納状況を確認し、支払方法の変更、給付の差止を行う。</li> <li>・医療保険者より給付制限依頼のあった要介護認定者(第2号被保険者)の一時差止処分の入力を行う。</li> <li>・介護給付額減額及び高額介護サービス費支給停止の処理を行う。</li> <li>・災害等の受給者の一割負担金額の減額免除を行う。</li> <li>・特定入所者認定に関する申請の受付を行い、受給要件の判定後認定証を発行する。</li> <li>・公金受取口座情報を利用し、高額介護サービス費、福祉用具購入費、住宅改修費等の給付管理を行う。</li> </ul>

③システムの名称	1 介護保険システム 2 収納管理システム 3 滞納整理システム 4 宛名管理システム 5 中間サーバー 6 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) 7 電子申請システム
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1)介護資格ファイル (2)介護賦課ファイル (3)介護受給者台帳ファイル (4)介護給付実績ファイル (5)宛名管理ファイル (6)収納情報ファイル (7)滞納整理ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。) ・第9条(利用範囲)第1項 ・別表第一の68の項
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93、94の項) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「内閣総理大臣」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉部 介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	厚木市 福祉部 介護福祉課 介護給付係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2240

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	介護保険課	介護福祉課	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長	介護福祉課長	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市総務部文書法制課情報公開係	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	厚木市福祉部介護保険課	厚木市 福祉部 介護福祉課 介護給付係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2240	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	安藤 亮一	武藤 慎一	事後	内部の人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	厚木市福祉部介護保険課	厚木市 福祉部 介護福祉課 介護給付係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2240	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。 (前年度変更漏れ分)
平成31年3月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 [受給者管理に関する事務]	記載なし	・認定申請から30日を経過する申請中の対象者に延期の通知を行う。	事後	記載漏れ
平成31年3月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護福祉課長 武藤 慎一	介護福祉課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年3月28日	IVリスク対策	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月15日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和3年2月16日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和3年2月16日	IVリスク対策 8 監査 実施の有無	自己点検の実施のみ	内部監査の実施を追加	事後	
令和3年9月1日	IVリスク対策 8 監査 実施の有無	自己点検及び内部監査の実施	外部監査の実施を追加	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正によるもので、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠法令に番号法別表第二84項が不要、8、11、95、108項が不足。	情報提供の根拠法令に番号法別表第二84項を削除、8、11、95、108項を追加。	事後	監査指摘により、追記。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 【保険料の賦課・徴収管理に関する事務】 【給付管理に関する事務】	-	・公金受取口座情報を利用して、保険料還付金の振込処理を行う。 ・公金受取口座情報を利用し、高額介護サービス費、福祉用具購入費、住宅改修費等の給付管理を行う。	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	-	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「内閣総理大臣」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 介護保険システム 2 収納管理システム 3 滞納整理システム 4 宛名管理システム 5 中間サーバー 6 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)	1 介護保険システム 2 収納管理システム 3 滞納整理システム 4 宛名管理システム 5 中間サーバー 6 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) 7 電子申請システム	事前	電子申請導入に伴う追加